

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務2級（組織法務）』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	114	理解度チェックの解答	13. ○ 14. ○ 16. ○	13. × 14. × 16. × (3問とも解説は合っています)
初刷	363	本文下から1行目～364頁本文上から2行目	なお、発行会社が保有する自己株式（いわゆる金庫株）は議決権を有さないが、大量保有報告制度の対象となると解されている（松尾直彦『金融商品取引法〔第2版〕』268頁、2013年）。	なお、発行会社が保有する自己株式（いわゆる金庫株）は、保有割合を算定するにあたって保有分として考慮されない（金融商品取引法27条の23第4項）。 2015（平成27）年5月29日より施行された2014（平成26）年の制度改正以前は保有分として考慮されていたが、同改正後は考慮されないことになっている。

※第2版初刷：平成27年3月31日発行